㈢　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、それぞれ次に定める年度分の軽自動車税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（附則第五七条関係）

(1)　平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日までの期間　平成二六年度分

(2)　平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日までの期間　平成二六年度分及び平成二七年度分

(3)　平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日までの期間　平成二七年度分及び平成二八年度分

9　事業所税

㈠　マンション敷地売却組合について収益事業課税とする特例措置を講ずることとした。（第七〇一条の三四関係）

㈡　児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する施設について、事業所税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（第七〇一条の三四関係）

㈢　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園について、事業所税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（第七〇一条の三四関係）

㈣　特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人にあっては一年九月、個人にあっては二年延長することとした。（附則第三三条関係）

10　その他

㈠　地方独立行政法人を非課税とする措置を講ずることとした。（第二五条、第七三条の三、第一一五条、第一四六条、第一七九条、第二九六条、第三四八条、第四四三条、第七〇一条の三四、第七〇二条の二及び第七〇四条関係）

㈡　税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税義務者等の同意がある一定の場合に該当するときは、当該納税義務者等への通知は、当該税務代理人に対してすれば足りることとした。（第七二条の四九の六、第七二条の六三の二、第一四四条の三八の二及び第三九六条の二関係）

二　航空機燃料譲与税法の一部改正関係

1　航空機燃料譲与税は、二分の一（改正前三分の一）の額を着陸料の収入額で、他の二分の一（改正前三分の二）の額を騒音地区内の世帯数で按分することとした。（第二条及び第二条の二関係）

2　航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる特例措置の適用期限を平成二八年度まで延長することとした。（附則第二項関係）

三　地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正関係

1　地方法人特別税及び法人の事業税の税率について、以下の措置を講ずることとした。（第二条、第九条及び第一三条関係）

㈠　地方法人特別税について、税率を次のとおりとすることとした。

(1)　付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人の基準法人所得割額に対する税率　一〇〇分の六七・四（改正前一〇〇分の一四八）

(2)　所得割額によって法人の事業税を課される法人（(1)に掲げる法人を除く。）の基準法人所得割額に対する税率　一〇〇分の四三・二（改正前一〇〇分の八一）

(3)　収入割額によって法人の事業税を課される法人の基準法人収入割額に対する税率　一〇〇分の四三・二（改正前一〇〇分の八一）

㈡　㈠に伴い、法人の事業税について、標準税率を次のとおりとすることとした。

(1)　資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の所得割の標準税率

所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の二・二（改正前一〇〇分の一・五）
所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の三・二（改正前一〇〇分の二・二）
所得のうち年八〇〇万円を超える金額	一〇〇分の四・三（改正前一〇〇分の二・九）

(2)　資本金一億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の三・四（改正前一〇〇分の二・七）
所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の五・一（改正前一〇〇分の四）
所得のうち年八〇〇万円を超える金額	一〇〇分の六・七（改正前一〇〇分の五・三）

(3)　特別法人の所得割の標準税率

所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の三・四（改正前一〇〇分の二・七）
所得のうち年四〇〇万円を超える金額	一〇〇分の四・六（改正前一〇〇分の三・六）
特定の協同組合等の所得のうち年一〇億円を超える金額	一〇〇分の五・五（改正前一〇〇分の四・三）

(4)　収入金額課税法人の収入割の標準税率

収入金額	一〇〇分の〇・九（改正前一〇〇分の〇・七）

2　1に伴い、地方法人特別税及び法人の事業税に係る中間申告の取扱い等について所要の措置を講ずることとした。（改正法附則第五条及び第一九条関係）

四　この法律は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第五号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方交付税の総額の改正（地方交付税法第二条及び第六条関係）

地方法人税を地方交付税の対象税目に加え、所得税及び酒税の収入額のそれぞれ一〇〇分の三二、法人税の収入額の一〇〇分の三四、消費税の収入額の一〇〇分の二二・三、たばこ税の収入額の一〇〇分の二五並びに地方法人税の収入額をもって地方交付税とすることとした。

2　地方交付税の総額の特例等（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条及び第九条関係）

㈠　平成二六年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の税収の状況を踏ま